

(証券コード 5015)
平成30年3月5日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ビーピー・カストロール株式会社
代表取締役社長 小 石 孝 之

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午前10時
（受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 文化施設棟地下1階 ゲートシティホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第41期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.bpcastrol.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状とともに、議決権行使書または本人確認が可能な書面を当社にご提出ください。
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益還元策に関しましては、株主の皆様への利益還元を積極的に行うこととしており、当面の間フリーキャッシュフローを基本に税引後利益を目安に配当として還元することとしております。

上記の方針に基づき当期の期末配当につきましては、1株当たり期末配当金を従来予想の36円より20円増額の56円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 56円 総額 1,285,637,808円

なお、中間配当金として35円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき91円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月26日

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	チャールズ・ポッスルズ (昭和42年2月3日生)	平成元年9月 ビー・ピー・オイル・インターナショナル・リミテッド入社 平成2年11月 ビー・ピー・ジャパン株式会社ビジネス・アナリスト 平成6年5月 ビー・ピー・アジア・パシフィック社リテール・デベロップメント・マネジャー 平成7年9月 ビー・ピー・グアンドン・イエハイ社リテール・マネジャー 平成10年12月 ビー・ピー・ジャパン株式会社リテール事業マーケティング・ゼネラル・マネジャー 平成12年6月 ビー・ピー・ピーエルシー社グループ戦略マネジャー 平成15年10月 ビーピー・ソーラー・エスパーナ社ソーラー事業欧州事業本部長 平成19年9月 当社ジャパン・ゼネラル・マネジャー 平成20年3月 当社代表取締役社長 平成21年7月 当社取締役会長（現任） ビーピー・ジャパン株式会社代表取締役社長（現任）	一百株
	《取締役候補者とした理由》 チャールズ・ポッスルズ氏は、平成20年に当社代表取締役社長（現取締役会長）に就任し、国内外における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社経営に活かし、また、B P グループのガイダンスの提供や戦略の調整を担っていることから、引き続き取締役候補者としたしております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	こいし たかゆき 小石 孝之 (昭和34年12月7日生)	平成2年7月 S.C.ジョンソン社コンシューマー事業部マーケティング・プロダクト・マネジャー 平成5年7月 コールマン・リミテッド・ジャパン社入社マーケティング・マネジャー 平成7年3月 ヘレン・カーチス・ジャパン社入社セールス・ダイレクター 平成9年3月 スミスクライン・ビーチャム社入社セールス・ダイレクター 平成14年10月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社カストロール事業部門コンシューマー担当ゼネラル・マネジャー 平成15年1月 同社カストロール事業部門セールス＆マーケティング・ダイレクター カストロール株式会社代表取締役社長（現任） 平成17年1月 当社専務取締役 平成18年3月 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長（現任） 平成19年8月 当社代表取締役専務営業本部長 平成20年3月 当社代表取締役副社長兼営業本部長 平成23年1月 当社代表取締役社長（現任）	30百株
	《取締役候補者とした理由》 小石孝之氏は、平成17年に当社専務取締役（現代表取締役社長）に就任し、培ってきた豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社経営並びに営業活動に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	ながはま やすこ 長浜 靖子 (昭和36年6月28日生)	平成2年2月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社 平成3年5月 同社事業開発部ビジネスアナリスト 平成7年10月 同社事業開発部ビジネスリエゾンマネジャー 平成8年12月 ビー・ピー・アジア・パシフィック社（シンガポール）リージョナルテクノロジーセンター出向 平成12年7月 ビー・ピー・ジャパン株式会社潤滑油事業部インテグレーションマネジャー 平成14年8月 同社北アジアガス＆パワー事業部HRマネジャー 平成17年4月 同社採用・育成担当HRマネジャー 平成19年2月 同社人事部長 平成20年2月 当社人事部長 平成21年3月 当社取締役人事総務担当 ビーピー・ジャパン株式会社取締役（現任） 平成26年3月 当社取締役人事総務部長（現任）	12百株
		《取締役候補者とした理由》 長浜靖子氏は、平成21年に当社取締役に就任し、人事部門における豊富な業務経験と経営・管理全般に関する知見を当社経営に活かしており、引き続き取締役候補者としております。	
4	わたなべ かつみ 渡辺 克己 (昭和39年1月6日生)	平成8年3月 カストロール株式会社入社 平成12年4月 同社経理部予算管理課長 平成14年7月 ビー・ピー・ジャパン株式会社パフォーマンスコントローラー 平成16年8月 同社パフォーマンスレポーティング&フォーキヤスティングマネジャー 平成19年3月 当社コントロールチームコントローラー 平成23年3月 当社財務経理部長 平成26年3月 当社取締役財務経理部長（現任）	10百株
		《取締役候補者とした理由》 渡辺克己氏は、平成26年に当社取締役に就任し、財務・会計・予算統制分野における豊富な業務経験と経営・管理に関する知見を当社経営に活かしており、引き続き取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	ひらかわ まさのり 平川 雅規 (昭和46年12月15日生)	平成6年4月 エッソ石油株式会社入社 平成14年12月 エッソ・タイランド（タイ） 出向シニアビジネスアナリスト 平成17年3月 エクソンモービル・フューエルズマーケティングカンパニー（アメリカ） 出向グローバルプランニング・アドバイザー 平成22年9月 エクソンモービル・アジアパシフィック（シンガポール） 出向アジアパシフィック・コマーシャルビークルセールスマネジャー 平成24年6月 EMGマーケティング合同会社燃料油販売本部 東京第一支店長 平成26年3月 東燃ゼネラル石油株式会社オフサイトビジネス・チームリーダー（和歌山製油所） 平成27年11月 同社化学品本部企画管理部長 平成29年3月 当社入社サプライチェーン部長（現任）	― 百株
		《取締役候補者とした理由》 平川雅規氏は、長年の石油製品・石油化学製品分野における豊富な業務経験を当社での生産、購買、ロジスティクス等サプライチェーン全般の活動に活かしており、当社の企業価値の向上に貢献して頂けるものと判断し、新任の取締役候補者としております。	

（注）各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	とうまつ くにあき 東松 国明 (昭和30年12月22日生)	昭和54年4月 近鉄エクスプレス株式会社入社 平成2年10月 西洋環境開発株式会社入社海外事業部マネジャー 平成11年11月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社リテール事業部門ゼネラル・マネジャー・アセットディベロップメント 平成14年5月 同社マリン部門キー・アカウント・マネジャー 平成16年6月 同社エクゼクティブ・オフィスマネジャー 平成19年8月 ビーピー・ジャパン株式会社バイオフィューエルズ部門ビジネス・ディベロップメント・ダイレクターアジア 平成19年12月 同社取締役 平成21年7月 同社代表取締役副社長 平成28年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一百株
	《取締役候補者とした理由》 東松国明氏は、長年の石油エネルギー事業で要職を務めた経験と経営に携わった知識に基づいた有益な助言を頂けるものと判断して、監査等委員である取締役候補者としたしております。		
2	まつたけ なおき 松竹 直喜 (昭和33年6月30日生)	昭和62年4月 公認会計士登録 平成5年3月 株式会社カズ・コーポレーション代表取締役（現任） 平成15年6月 当社監査役 平成28年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一百株
	《社外取締役候補者とした理由》 松竹直喜氏は、平成15年に当社社外監査役に就任し、公認会計士としての豊富な知識と経験、知見の高さを監査に活かし、コーポレートガバナンスの強化及び監査体制の充実にも貢献頂いていることから、監査等委員である社外取締役候補者としたしております。 なお、同氏は当社の独立性判断基準（12ページに記載のとおりです。）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	もちづき ふみお 望月 文夫 (昭和32年4月25日生)	昭和56年4月 東京国税局入局 平成18年3月 東京国税局辞職 平成18年6月 税理士登録 税理士法人松岡事務所入所（現任） 平成19年4月 青山学院大学専門職大学院会計プロフェッショ ン研究科客員教授 明治大学専門職大学院会計専門職研究科兼任講 師（現任） 平成20年4月 上武大学ビジネス情報学部兼大学院教授 平成21年9月 A G S 税理士法人顧問（現任） 平成22年4月 埼玉学園大学経済経営学部兼大学院教授（現 任）	一百株
	《社外取締役候補者とした理由》 望月文夫氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を活かし、当社の監査体制の充実と取締役会の監督機能に貢献頂けるものと判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としてしております。 なお、同氏は当社の独立性判断基準（12ページに記載のとおりです。）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松竹直喜氏及び望月文夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松竹直喜氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、東松国明氏及び松竹直喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、望月文夫氏の選任が承認された場合、同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
わたなべ　なおふみ 渡邊　直文 (昭和21年9月15日生)	昭和48年 4 月　東京国税局入局 平成13年 7 月　東京国税局辞職 平成13年 8 月　税理士登録 渡邊直文税理士事務所代表（現任） ビーピー・ジャパン・トレーディング・リミテッド税務顧問 平成15年 5 月　バンダイビジュアル株式会社監査役 平成17年 1 月　当社監査役 平成19年11月　千代田インテグレ株式会社監査役 平成20年 6 月　西武鉄道株式会社監査役 平成24年12月　株式会社GTM総研常勤特別顧問（現任） 平成28年 3 月　当社取締役（監査等委員）（現任）	一 百 株
《社外取締役候補者とした理由》 渡邊直文氏は、平成17年に当社社外監査役に就任し、税理士としての豊富な知識と多岐に渡る事業分野における活動経験、知見の高さを活かし監査体制の充実に貢献頂いていることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしております。 なお、同氏は当社の独立性判断基準（12ページに記載のとおりです。）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。		

- (注) 1. 渡邊直文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡邊直文氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、渡邊直文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、①当該監査法人が会計監査人としてのガバナンス・マネジメント、品質管理体制、監査体制、監査方法、グローバルな監査体制を有し、会計監査人としての適格性を備えていると認められ、また、②親会社であるBPグループが会計監査人をErnst & Young LLPからDeloitte LLPに変更したことに合わせて、Deloitte LLPのメンバーである有限責任監査法人トーマツに会計監査人を統一することが、グループの一元的な連結監査体制の確保並びに当社の監査の効率化に資するものと認められることから、適任と判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(平成29年11月30日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ		
事務所	主たる事務所 東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ C棟		
沿 革	昭和43年5月	等松・青木監査法人設立	
	昭和50年5月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI>（現デロイト トウシュ トーマツリミテッド）<DTTL>へ加盟	
	平成2年2月	監査法人トーマツに名称変更	
	平成21年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
概 要	資本金	968百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	535名
		特定社員	51名
		公認会計士	2,863名
		公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）	963名
		その他専門職	1,756名
		事務職	280名
		合計	6,448名
	監査関与会社（平成29年5月31日現在）		3,399社

以 上

(ご参考)

独立性判断基準

当社は、社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断された場合、独立性を有していると判断します。

- (1) 当社の関係会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）またはその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者）またはその業務執行者
- (4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- (5) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社を主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員）である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者
- (6) 当社から多額（※1）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
- (7) 当社から多額（※1）の寄付または助成を受けている者またはその法人、組合等の団体理事その他の業務執行者
- (8) 上記（2）から（7）に過去3年間に於いて該当していた者
- (9) 上記（1）から（7）に掲げる者のうち重要な者（※2）の配偶者または二親等内の親族

※1 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は、当該法人・組合等の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

※2 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の使用人をいう。

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年1月1日)
(至 平成29年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策を背景に企業収益や雇用法制の改善が続き、緩やかな景気の回復基調が続いております。個人消費につきましても緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、生活関連商品における節約志向や選別消費の傾向が継続し、依然として厳しい事業環境となっております。

海外経済は全体としては緩やかな回復を見せるものの、英国のEU離脱に伴う不透明感、アメリカの今後の政策の動向及びその影響、さらに中国及びアジア新興国の政策の不確実性による影響や金融資本市場の変動の影響等、先を見通すことが非常に困難な情勢となっております。また、原油価格は2017年11月のOPEC総会での減産の延長合意により上昇の動きが見られ、さらに円安の影響により経営環境は厳しい状況で推移しております。

自動車業界におきましては、小型・ハイブリッドの低燃費車並びに軽自動車から消費者からの根強い支持を集めており、新車販売台数に関しましては前年実績のほぼ横ばいという結果になりました。

このような市場環境の下、自動車用潤滑油の販売面では、当社の強みであり消費者の関心も高い環境配慮型の低粘度・省燃費のプレミアムエンジンオイル、トランスミッションオイルの積極的な拡販に引き続き焦点を当てました。当社の旗艦製品である「カストロールエッジ」ブランドにおいては、高品質・高性能面の訴求に加え、小売販売網において消費者に向けたキャンペーンを展開し、さらなる販売促進に取り組みました。カーディーラー向け販売網においては、エンジンオイル、トランスミッションオイル製品を対象に、引き続き「CO₂ニュートラル」コンセプトを通じ、環境保全への取り組みなども紹介しながら製品付加価値の訴求に取り組みました。さらに、オイル交換時に手軽にエンジン内部を洗浄できるという特長を持つエンジンシャンプーを中心としたエンジンオイル関連製品の拡販にも、継続して注力いたしました。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は12,641百万円（前年同期比1.3%減）、

営業利益は2,988百万円（前年同期比6.5%減）、経常利益は2,994百万円（前年同期比6.4%減）、当期純利益は2,035百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

事業別	売上高	構成比
潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業	12,641百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の経済環境は、政府の各種政策により長く続いたデフレからの脱却が進み、緩やかな景気回復基調が続いております。また、IT、技術革新による新たなビジネスも創出されつつあり、経済の活性化も進行している一方で、消費者による節約志向や選別消費傾向が継続しております。

自動車用潤滑油市場は、自動車業界を取り巻く環境変化に大きく影響を受けますが、国内の自動車販売台数は、若者の車離れ、平均使用年数の長期化、カーシェアリングの活用などから、総じて減少傾向にあります。また、自動車保有台数の増加も鈍化し、今後は横ばいないし減少に転じていくものと予想されます。この成熟化した市場において、当社は以下の7つの戦略をもって市場占有率を高め、事業を成長させていくことにチャレンジします。

- ①カストロールブランドを更に強化する
- ②プレミアム・オイルを中心としたマーケティング及び販売戦略を継続する
- ③市場の変化に即応し付加価値のある差別化された製品及び付帯サービスを提供する
- ④ブランド資産が生かせる近隣製品カテゴリーへ競争力ある製品とともに参入する
- ⑤カーショップ、カーディーラーチャネルに焦点を当て、経営資源を集中する
- ⑥業務効率（オペレーショナルエクセレンス）の更なる向上を図る
- ⑦個々の社員のキャリアプランに応じた人材育成・能力開発プログラムの拡充を図る

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、経営ビジョン実現のためコーポレートガバナンスに関する基本方針を制定いたしました。コンプライアンスと共に全役員及び全社員一人一人が当社の事業活動の基盤である「BP行動規範」を順守し、それに違反することが無いように周知徹底し、「真のエクセレント・カンパニー」を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	第38期	第39期	第40期	(当期)第41期
売 上 高 (百万円)	13,929	13,045	12,806	12,641
経 常 利 益 (百万円)	2,440	2,547	3,199	2,994
当 期 純 利 益 (百万円)	1,895	1,570	2,082	2,035
1 株当たり当期純利益 (円)	82.57	68.42	90.70	88.66
純 資 産 (百万円)	11,036	11,263	11,753	11,501
総 資 産 (百万円)	14,827	14,236	15,072	14,451

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

当社の親会社はビーピー・ピーエルシーであり、その子会社であるカストロール・リミテッド、カストロール・リミテッドの子会社であるティー・ジェイ株式会社を通じて、当社の株式を間接的に14,896千株（株式所有比率64.8%、議決権所有比率64.9%）保有いたしております。

当社は、ビーピー・ピーエルシーとBPブランド製品商標権に関する「Intellectual Property License Agreement」を、カストロール・リミテッドとBP及びCastrolブランド製品商標及び製造・販売に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement（ライセンス契約）」を締結しており、カストロール・リミテッドに対して契約に定めたロイヤリティを支払っております。

この他、当社はビーピー・ピーエルシーのグループ会社2社との間で、企業倫理、健康・安全等に関するノウハウを主軸とした包括的サービス契約（Management Service Agreement）及びITサポート、品質管理ノウハウ、市場調査等に関するサービス契約（Service Agreement）を締結しており、両社に対して契約に定めた業務委託料を支払っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ロイヤリティについては、世界的なブランド力と技術力に対する対価として一般的な市場でのレンジを参考に価格交渉のうえ、その他の取引については取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも適切な意見を得ながら、支配株主との取引に関する東京証券取引所が定めるルールに準拠した上で、当社独自の経営思想のもと取締役会における多面的な議論を経て当社並びに少数株主の利益を害さないよう決定しております。

事業運営に関しましては、BPグループのイコール・パートナーとして、日本の自動車用潤滑油市場において同グループのブランド商品の販売を一手に引き受け、当社独自に策定した経営方針や事業計画に基づき、独立した上場企業として経営及び事業にあたっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当する事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要商品
潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業	BPブランド：Vervisシリーズ Super Vシリーズ EDGE（エッジ）シリーズ Castrolブランド：Magnetecシリーズ Magnetec Professionalシリーズ

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都品川区	大阪オフィス	大阪市淀川区
札幌オフィス	札幌市中央区	広島オフィス	広島市中区
仙台オフィス	仙台市宮城野区	福岡オフィス	福岡市中央区
名古屋オフィス	名古屋市港区		

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
112名（17名）	3名増（増減なし）	43.7歳	11.6年

（注）臨時従業員数は（ ）内に年間平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,957,818株（自己株式17,371株を除く。）
- (3) 株主数 7,812名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
カ ス ト ロ ー ル ・ リ ミ テ ッ ド	12,234,273 株	53.29 %
テ ィ ー ・ ジ ェ イ 株 式 会 社	2,661,748	11.59
日 本 自 動 車 整 備 商 工 組 合 連 合 会	1,144,512	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	353,500	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	259,700	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	163,300	0.71
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	145,043	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	134,100	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	118,800	0.51
鈴 木 育 男	110,000	0.47

（注）持株比率は、自己株式17,371株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	チャールズ・ポッスルズ	ビーピー・ジャパン株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	小 石 孝 之	カストロール株式会社代表取締役社長 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長
取 締 役	長 浜 靖 子	人事総務部長 ビーピー・ジャパン株式会社取締役
取 締 役	渡 辺 克 己	財務経理部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	東 松 国 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 直 文	渡邊直文税理士事務所代表 株式会社G T M総研常勤特別顧問

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松竹直喜氏及び渡邊直文氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）渡邊直文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、東松国明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）松竹直喜氏及び渡邊直文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役（監査等委員）東松国明氏、松竹直喜氏及び渡邊直文氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	4名 （ 1名）	45,023千円 （ 1千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	10,332千円 4,356千円）
合 計 （うち社外役員）	7名 （ 2名）	55,355千円 4,356千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第39回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）は年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）は年額6千万円以内と決議いたしております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取締役（監査等委員）	渡 邊 直 文	渡邊直文税理士事務所代表 株式会社GTM総研常勤特別顧問

(注) 上記の重要な兼職先に記載している社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレートガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。
取締役（監査等委員）	渡 邊 直 文	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会15回のうち14回に出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレートガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支 給 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容の適正性、妥当性及び会計監査人の職務遂行状況並びにその品質管理体制を精査したうえ報酬見積りの算出根拠となる「監査時間」及び「報酬単価」の適切性の検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

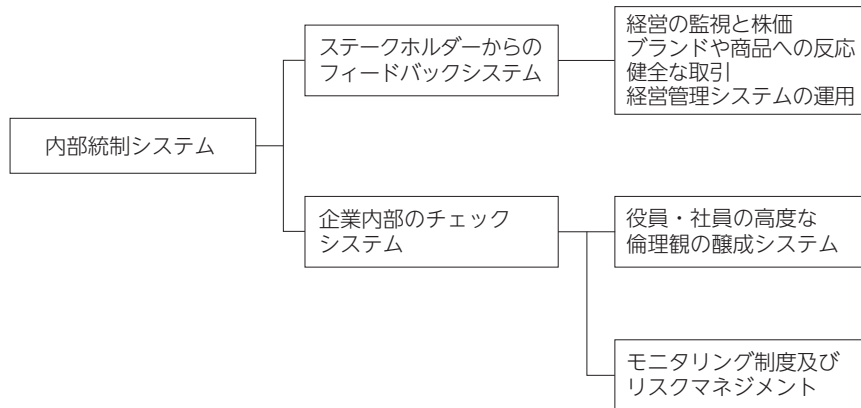
6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制に関する基本方針

当社は、企業統治に関わる基本方針をコーポレートガバナンスに関する基本方針として取りまとめ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。その上で、内部統制システムの構築に当たり、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を置き、また、内部統制システムの運用に関わる役員・社員の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識の下、以下のとおり、「内部統制に関する基本方針」及び「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定めております。また、両基本方針は、法令の新設・改変、社会的規範の変化及び社内体制の変化等に対応すべく、必要に応じて取締役会決議により改訂いたします。

① 基本フレームワーク

当社の内部統制システムのフレームワークは以下のとおりとし、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じます。



② ステークホルダーからのフィードバック体制の構築

当社が経営の基盤と考えているステークホルダーからのチェックという側面では、株主との関係においては経営の監視と株価から、消費者との関係においてはブランドや商品への反応から、また、取引先との関係においては健全な取引の継続から、そして、社員との関係においては経営管理システム（人事制度、行動規範等）の運用から、各々のステークホルダーのフィードバックが得られると考えております。

ステークホルダーを対象とした各種調査の実施やフィードバック窓口等の設置によりステークホルダーからのフィードバックシステムを機能させるものとします。

③ 役員・社員の高度な倫理観の醸成

当社は、「BP行動規範」及び「HSSE基準」を制定しています。信頼される企業であるためには、倫理基準を設定し、日々の言動の中でそれを実践する必要があります。適切な企業行動こそが信頼を築き、関係するすべての人に有益な結果をもたらすからです。「BP行動規範」及び「HSSE基準」は、そうしたあるべき姿を求め責任を表明したものです。企業が行動に責任を持つことは、ビジネスの維持に不可欠な要素であり、発展の力ともなります。「BP行動規範」及び「HSSE基準」は、当社にとっての価値、倫理原則、リーダーシップフレームワークに基づいており、内部統制システムの基盤として位置付けるべきものと考えており、また、事業推進活動の基盤として、「BP行動規範」及び「HSSE基準」の浸透に努めております。

④ モニタリング制度及びリスクマネジメント

当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を整備しております。そこでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

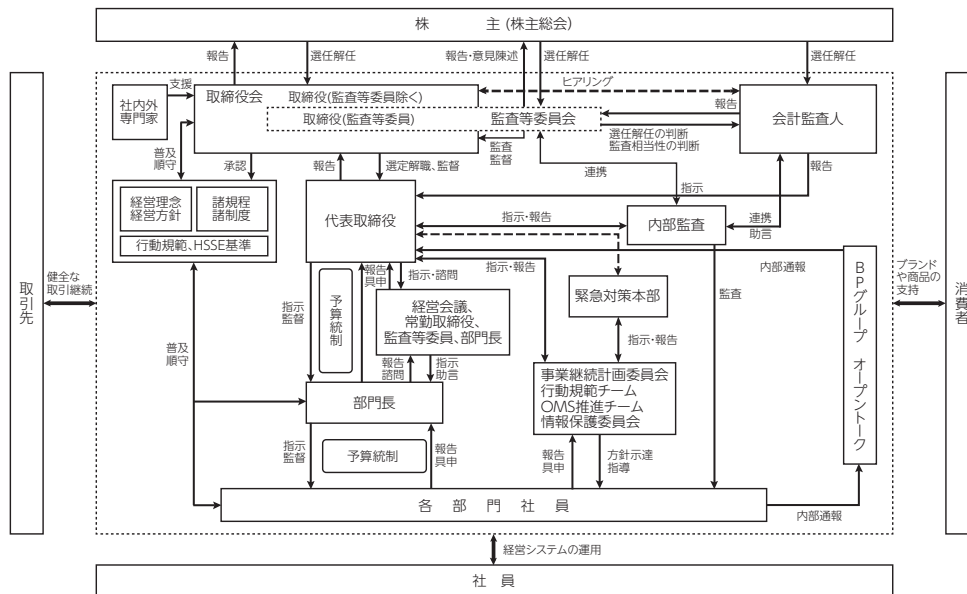
⑤ 効率的な制度

当社は、少数精鋭での効率的な経営を目指しており、また、当社の親会社であるビーピー・ピーエルシーは英国及び米国の株式市場に上場していることから、国際基準に合致した内部統制システムを運用しており、この国際基準レベルにあるBPグループの内部統制システムを有効的に活用し、少人数で効率的な制度の構築・運用を図っております。

⑥ 社外役員及び独立役員

当社は、経営監視機能を強化する観点から、社外役員の招聘が必要となった場合は、「独立性」「企業経営の経験」「企業経営に関する高度な専門知識と経験」を主な条件として、社外役員を選任いたします。各条件の個別運用基準については、社会からの要請、当社の経営環境、ステークホルダーの変遷などの諸事情を勘案し、独立性判断基準に基づき、取締役会及び監査等委員会が判断することとしております。なお、社外役員のうち独立性判断基準を満たす者は、東京証券取引所に独立役員として届け出るものとしております。

⑦ 内部統制システムを含む当社のガバナンス体系



a. 取締役会

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。また、監査等委員会は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは取締役に対して適切に意見を述べます。

c. 経営会議

取締役及び各部門の長を構成員とする「経営会議」を設置し、業務執行上の重要事項の審議及び報告を行っています。なお、当会議は基本的に毎月1回開催することとし、常勤の監査等委員が、また必要に応じて他の監査等委員も出席します。

d. HRフォーラム（人事委員会）

人事部を所管部署として、取締役等を構成員として、取締役及び監査等委員以外の重要な人事異動及び人事に関する重要事項の決定を行います。

e. BCPチーム（事業継続計画委員会）

代表取締役社長が議長、HSSEマネジャーがコーディネーターとなり、各部門の代表者により構成される「BCPチーム(事業継続計画委員会)」を設置し、事業上のリスクを分析し、地震等を含む災害・緊急時に、事業を如何に継続するかについて検討し計画を策定しています。

f. 行動規範チーム

BPグループでは、役員・社員(契約社員、派遣社員を含む。)全員が、例外なく絶対に順守すべき「BP行動規範」を定め、全世界の社員がこれに基づいた業務活動を行っています。当社でも「行動規範チーム」を編成し、順守状況を定期的に確認し、徹底・日常の活動への浸透を図っています。

g. OMS推進チーム

BPグループが推し進めるOMS（オペレーティングマネジメントシステム）を取り入れ、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理に取り組む体制を構築します。

h. 情報保護委員会

個人情報を含め社内に点在する機密情報保護の順守を徹底するために、各部門の代表者から構成される「情報保護委員会」を設置しています。

(2) 内部統制体制の整備に関する基本方針

① 監査等委員会の職務の執行のため必要な事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

a. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

監査等委員または監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を要求された場合には、代表取締役は要求について意見を交換し、必要に応じて「専任」または「兼任」でその任に当たる使用人を指名します。

b. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

(a) 監査等委員または監査等委員会の職務の補助者として選任された使用人は、監査等委員の指揮命令下に置き、その職務に携わる期間の人事考課に関しては監査等委員が行うものとします。

(b) 当該使用人が、他の業務を兼務する場合には、兼任業務担当の取締役または部門長は、当該使用人の人事考課・異動に関しては、監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとします。

c. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)

監査等委員または監査等委員会を補助する職務に当たる使用人の任命・評価・異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

d. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

(a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当該事実を監査等委員会に報告します。

(b) 監査等委員は、社内の全ての会議に出席することができ、全ての資料を閲覧することができます。また、その際に監査等委員から報告依頼等がなされた場合には、担当取締役・部門長・社員は監査等委員の要求に協力しなければなりません。

(c) 内部統制の諸体制についてのモニタリング結果並びに会計監査人、東京証券取引所、関係官公庁からの依頼事項及びそれに対する回答・提出書類について、担当者は監査等委員に報告します。

e. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

当社は、監査等委員へ報告を行った役職員に対し、当該報告を理由として不利な取り扱いをすることを禁止します。

f. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求を行った時は、当該費用の前払い又は債務を適正に処理します。

- g. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)
- (a) 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、当社経営状況の推移を理解し、重要な意思決定過程を監視するとともに、必要に応じて意見を表明します。
 - (b) 監査等委員は、必要に応じて代表取締役、取締役または部門長と意見交換をします。
 - (c) 監査等委員は、内部監査担当、リスク管理担当、コンプライアンス担当と連携し、必要に応じて監査・調査活動を要求します。
 - (d) 監査等委員は、会計監査人と定期的に意見・情報の交換をするとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
 - (e) 取締役及び部門長は、監査等委員の役割について全社員に伝達し、監査等委員からの依頼事項に協力するように指示・指導します。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(会社法第399条の13第1項第1号ハ)

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第399条の13第1項第1号ハ)
- (a) 役員を含む全社員の行動基準である「BP行動規範」を再確認する作業を繰り返す仕組みを設けるとともに、定期的にその順守状況を全社的にチェックします。
 - (b) 取締役会、監査等委員会、経営会議、その他の重要会議は夫々規則に則り開催し、議事録は法令及び社内規則に則り作成・保管し、権限を持つ者はいつでも閲覧できるようにします。
 - (c) 取締役会は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び必要な社内規則を整備し、定期的にその有効性及び実効性を点検します。
 - (d) 取締役会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適時適切に情報を収集します。

- (e) 「BPオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。
- (f) 取締役の職務執行状況及び監督は、監査等委員会監査の実施基準に基づき監査等委員が監査します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

- (a) 全社の文書管理責任者を「人事総務部長」とし、責任者は「文書管理規程」を整備し、随時その有効性をチェックします。
- (b) 文書は、法令で作成・保管が義務づけられているもの、会社の重要な意思決定及び重要な業務遂行に関するもの等適切な区分の下、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で、適正に保存・管理されます。
- (c) 取締役または監査等委員その他の権限を有するものからの要請があった場合、速やかに適切な文書を閲覧できる状態にしておくものとします。
- (d) 法令及び東京証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報の適切な開示を実行するため、必要かつ十分な範囲における速やかな情報の伝達機能を確保します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- (a) 人事総務部長を主管として、全社のリスク管理活動を体系化して「リスク管理規程」を定めます。同規程は、損失の危険をもたらす業務執行に係るリスクを、総合的に認識・評価し、適切な対処を行うために運用され、リスク管理の対象となるリスクの分類及び分類された各リスクへの個別対処、リスクが顕在化した場合の適切な対応を可能とする体制を整備するものです。
- (b) 同規程により、事業活動に伴うリスク及び偶発的に発生する可能性があるリスクに対する社員の意識高揚を図る体制を構築します。事業継続計画委員会、情報保護委員会もリスク管理の重要な活動として位置づけます。
- (c) 同規程は、リスク認識・評価の主体、個別リスクの対処法（受容、軽減、回避）の決定の主体を明確にします。

(d) 運用状況の定期的なモニタリング体制を構築し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものとします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

(a) 取締役会は、経営の基本計画・事業戦略・法令で定められた事項その他経営の根幹に係る事項を決定し、取締役の職務執行その他会社の業務執行状況を監督します。

(b) 職務権限規程により、取締役・部門長及びその部下の責任と権限を明確に規定し、当該責任と権限に準拠して業務を執行します。

(c) 事業計画と目標管理制度の整合性を図り、目標達成度チェック体制を実働させ、全社的に目標に向かって邁進する体制を構築します。

(d) 定期的に経営会議を開催し、各部門の目標に対する進捗状況を相互にチェックするとともに、問題点については必要な検討を行い各部門に助言します。

(e) 職務執行に必要かつ十分な情報・データが入手できるように、常に万全な情報システムの稼働体制を確保します。

(f) 職務執行に必要な社内外の専門家（BPグループ内の専門スタッフ、財務スペシャリスト、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト等）の支援が得られる体制を整備します。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

(a) 取締役及び部門長は、会社の行動規範を自ら理解し順守するとともに、日常の活動を通して、その普及・浸透を図ります。

(b) 「行動規範チーム」は、新規採用社員へ行動規範の導入教育を行うとともに、全社員向けに適時適切な普及活動と順守状況の確認を行います。

(c) 取締役及び部門長は、定期的に担当部署の順守状況を同委員会に報告します。

(d) 同委員会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適宜適切な情報収集を行い、「すべき事、すべきでない事」等その変更内容を全社員に周知徹底します。

(e) 「BPオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。

f. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

(a) 当社は、主体的に内部統制体制を構築します。但し、親会社であるBPグループが採用している国際基準レベルにある内部統制体制を効果的に活用し、常に国際基準に準じた水準を維持します。

(b) BPグループに属する企業との取引については、取引基本契約（あるいは、業務請負契約等）を締結し、市場の状況に照らし合わせて適正な取引状況を維持します。

③ 反社会的勢力を排除するための体制

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社員が取るべき行動・態度を明確に示したものとして「BP行動規範」を策定しています。反社会的勢力などと一切関係をもたないこともこの規範のひとつであり、順守することは社員の義務です。また、新規取引先、株主等についてもその観点から確認を行うなど、公共機関、各種協議会との間で、情報収集・交換ができる体制を構築し、社会のルールに則り、反社会的勢力の排除に寄与することを当社の基本方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、行動規範を制定し、反社会的勢力排除のための体制及び活動をコンプライアンス管理規程に定めています。説明会の実施、小冊子の配布など社員教育等を実施するとともに、新規取引開始に当たっての反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、当社は「特殊暴力防止対策協議会」の会員として活動しています。同協議会は、「警察当局」、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」及び「弁護士会」との連携も深く、毎月の定例会の他、各種セミナーの開催、ビデオ等の教育資料の配布、非日常的なアプローチへの有効的なコンサルテーションを提供しており、当社にとっても重要な情報源、ノウハウの取得、非常時の支援を得られる源になっています。同協議会主催の研修会等へ参加することにより、反社会的勢力と特殊暴力の現状と対策について、情報を収集し関係部署で共有しています。

当社の社内体制の整備状況に関しては、次のとおりとします。

(a) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：総務部

不当要求防止責任者：取締役人事総務部長

(b) 外部専門機関との連携状況

当社は、顧問弁護士、特殊暴力防止対策協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の外部の専門機関と連携しています。

(c) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、「特殊暴力防止対策協議会」の会員として、毎月の定例会の他、各種セミナー等に出席し、また、配付されるビデオ等の教育資料を入手する等、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に注力します。

また、反社会的勢力との取引排除のための対策として、株式会社帝国データバンクの提供する「企業検索代行サービス（新聞記事検索代行）」を採用し、当社取引先等が反社会的勢力に関与しているかどうかを確認する体制を構築しています。

(d) 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンス管理規程に具体的な体制及び活動を定めるとともに、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」の研修資料から具体的な対応要領を抜粋したものを全社員に配布します。

(e) 研修活動の実施状況

対応統括部署の社員は、定期的に外部専門機関の開催する定例会や各種セミナー等
に出席し、社内の教育者として活動します。社内の他部署への研修や情報提供も、
管理職研修・新人研修等において、あるいはカスタマー・サポート等関連部署へ必
要に応じて、適宜適切に実施します。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりです。

取締役会は、15回開催し法令に定められた事項や経営に係る重要な意思決定、各取締役
の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を行いました。

監査等委員会は、15回開催し、監査方針・監査計画に基づき、監査に関する重要な報告
を行い活発な議論を行いました。また、取締役会や重要な会議に出席し、かつ、各取締役や
会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、法令・定款
等の順守状況、内部統制の運用状況について確認いたしました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当する事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>13,656,428</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,791,988</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 177,150           | 買 掛 金                  | 912,680           |
| 受 取 手 形                | 6,652             | 未 払 金                  | 951,787           |
| 電 子 記 録 債 権            | 27,816            | 未 払 費 用                | 424,305           |
| 売 掛 金                  | 2,439,535         | 未 払 法 人 税 等            | 343,110           |
| 商 品 及 び 製 品            | 639,215           | 預 り 金                  | 10,622            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 25,909            | 賞 与 引 当 金              | 140,127           |
| 前 払 費 用                | 19,572            | そ の 他                  | 9,354             |
| 繰 延 税 金 資 産            | 189,899           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>157,584</b>    |
| 短 期 貸 付 金              | 9,551,258         | 繰 延 税 金 負 債            | 134,752           |
| 未 収 入 金                | 567,137           | そ の 他                  | 22,832            |
| そ の 他                  | 12,281            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,949,573</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>794,628</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>154,063</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>11,478,297</b> |
| 建 物                    | 188,981           | 資 本 金                  | 1,491,350         |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △163,241          | 資 本 剰 余 金              | 1,749,600         |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 638,105           | 資 本 準 備 金              | 1,749,600         |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △509,782          | 利 益 剰 余 金              | 8,244,206         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>28,893</b>     | 利 益 準 備 金              | 189,785           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 25,743            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 8,054,421         |
| そ の 他                  | 3,150             | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 8,054,421         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>611,670</b>    | 自 己 株 式                | △6,859            |
| 投 資 有 価 証 券            | 72,075            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>23,186</b>     |
| 関 係 会 社 株 式            | 5,200             | その他有価証券評価差額金           | 23,186            |
| 長 期 前 払 費 用            | 1,448             |                        |                   |
| 前 払 年 金 費 用            | 442,997           |                        |                   |
| そ の 他                  | 89,949            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>11,501,483</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>14,451,056</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>14,451,056</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年 1 月 1 日)  
(至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 12,641,584 |
| 売上原価         | 5,893,782  |
| 売上総利益        | 6,747,802  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,759,644  |
| 営業利益         | 2,988,157  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 17,210     |
| 受取手数料        | 13,123     |
| 受取補償金        | 4,082      |
| その他の         | 5,165      |
| 営業外費用        |            |
| 売上割引         | 32,405     |
| 為替差損         | 845        |
| 経常利益         | 2,994,487  |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 1,025      |
| 特別損失         |            |
| 固定資産除却損      | 115        |
| 税引前当期純利益     | 2,995,397  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 863,394    |
| 法人税等調整額      | 96,453     |
| 当期純利益        | 2,035,550  |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年 1 月 1 日)  
(至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

| 項 目                         | 株 主 資 本   |           |             |         |                             |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|-----------------------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |             | 利益剰余金   |                             |             |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金   | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 平成29年1月1日残高                 | 1,491,350 | 1,749,600 | 1,749,600   | 189,785 | 8,314,658                   | 8,504,443   |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |             |         |                             |             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |             |         | △2,295,787                  | △2,295,787  |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |             |         | 2,035,550                   | 2,035,550   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |             |         |                             |             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |             |         |                             |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | －         | －         | －           | －       | △260,236                    | △260,236    |
| 平成29年12月31日残高               | 1,491,350 | 1,749,600 | 1,749,600   | 189,785 | 8,054,421                   | 8,244,206   |

| 項 目                         | 株主資本   |            | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-----------------------------|--------|------------|------------------|----------------|------------|
|                             | 自己株式   | 株主資本合計     | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成29年1月1日残高                 | △6,742 | 11,738,650 | 14,471           | 14,471         | 11,753,121 |
| 事業年度中の変動額                   |        |            |                  |                |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |        | △2,295,787 |                  |                | △2,295,787 |
| 当 期 純 利 益                   |        | 2,035,550  |                  |                | 2,035,550  |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △116   | △116       |                  |                | △116       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |        |            | 8,715            | 8,715          | 8,715      |
| 事業年度中の変動額合計                 | △116   | △260,353   | 8,715            | 8,715          | △251,637   |
| 平成29年12月31日残高               | △6,859 | 11,478,297 | 23,186           | 23,186         | 11,501,483 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

ビーピー・カストロール株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビーピー・カストロール株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な調査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月1日

ビーピー・カストロール株式会社 監査等委員会

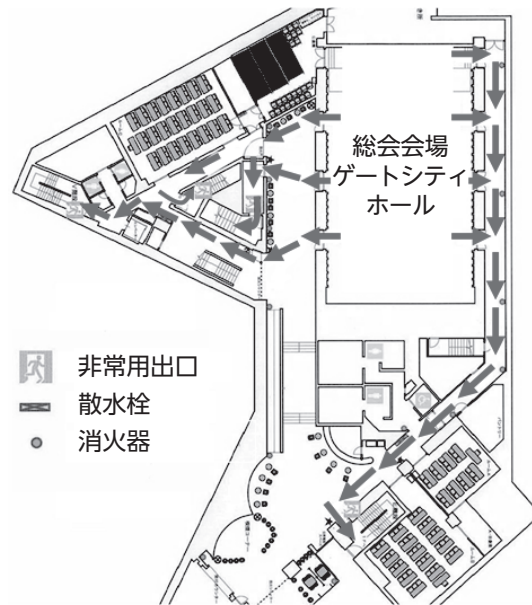
|              |           |
|--------------|-----------|
| 常勤監査等委員      | 東 松 国 明 ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 松 竹 直 喜 ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 渡 邊 直 文 ㊞ |

以 上



This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook or legal stationery. There are no margins, text, or other markings present.

# 避難経路のご案内



避難が必要な時には係が指示・誘導いたします。

一時避難場所：ノースガーデン (1F)

その他のお願い

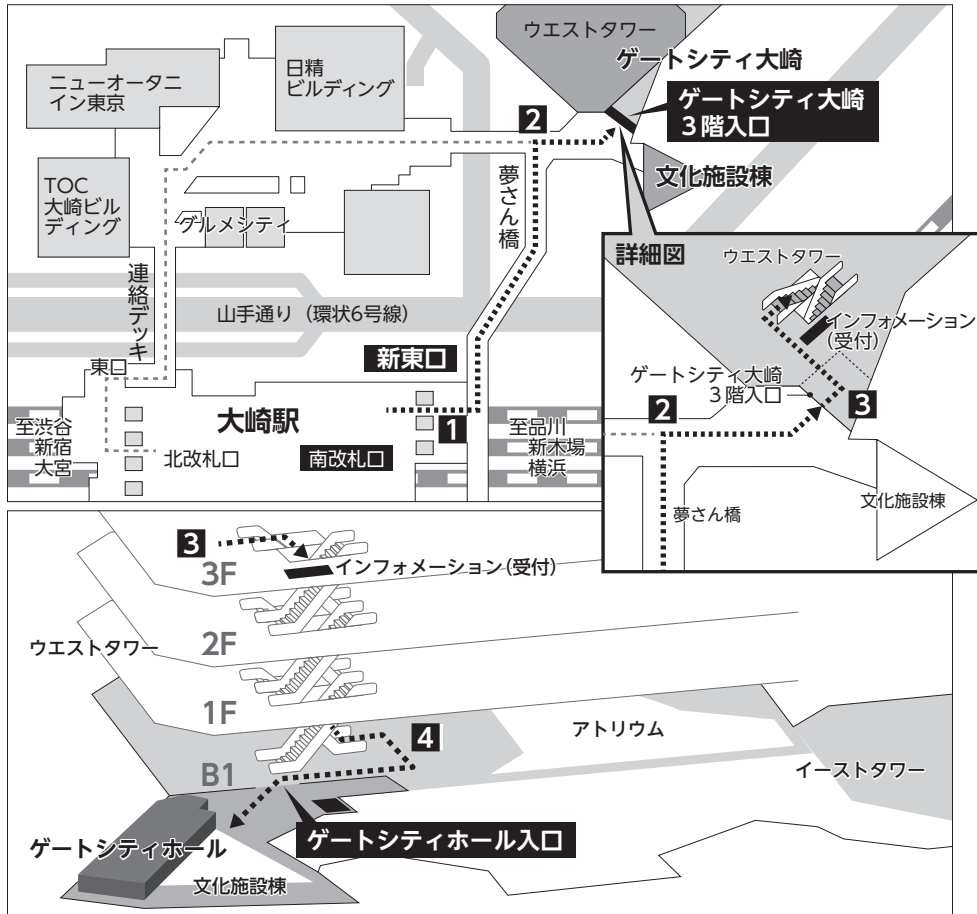
災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には上掲あるいは会場内の避難通路のご案内もご確認いただきますようお願い申し上げます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番1号

ゲートシティ大崎 文化施設棟 地下1階 ゲートシティホール

交通：JR山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線  
「大崎駅」下車、新東口(南改札口)より徒歩2分



ゲートシティホールへは、  
右記①～④の手順で  
お進みください。

- ① 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
- ② 夢さん橋を渡りきり右手のビル(ゲートシティ大崎)入口よりお入りください。※3階となります。
- ③ 入って左手正面のインフォメーション(受付)裏エスカレーターで地下1階までお降りください。
- ④ 地下1階で降りて右手後方へお進みいただくとゲートシティホール入口となります。

UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。